

【主な質疑項目】

1. 雪害への農業共済の支払いについて
2. 農業・農村所得倍増目標の説明の仕方について
3. 日本型直接支払等の推進における現場の実態に応じた弾力的な取組みについて
4. 食料・農業・農村基本計画の改訂における大臣の決意について
5. 収入保険の検討について
6. 木質バイオマス発電とCLT等の推進対策について
7. 今後の農林水産業における外国人研修・技能実習生の問題について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

T P P 交渉問題を始めとして、かつてない大きな課題を抱えた年であり、かつ国会になっているところでもあります。とりわけ、東日本大震災、発災後三年を経過したわけでありまして、まだまだ農林水産の復興の面でも大きな課題を抱えるに至っております。本日テーマとなります大臣の所信の中におきましても大臣の決意が表れていたかと、こんなふうに思います。私は、大臣の所信を中心にしながら、本日は質疑をさせていただきます。

さて、その前に、北関東の各県を中心にしましてそれこそ未曾有の大降雪によります被害が生じたところでもあります。被害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げる次第であります。

ところで、この大雪害に対しましての農林水産省の取組は極めて迅速であったと、私はさすがというふうに申し上げるところであります。

ところで、今回の被災県におきます施設園芸ハウス等の共済の加入はどの程度だったのか、それをお知らせ願いたいと思います。

○政府参考人（奥原正明君）

園芸施設共済の面積ベースの加入率、これ平成二十四年度でございますが、全国平均で見ますと約四七%というふうになっております。

この加入率につきまして地域差が非常に大きくなってございまして、新潟県ですと約九五%、それから秋田県ですと約八八%などほとんどの農業者の方が加入されている地域がある一方で、二割程度の加入率にとどまっているところもございまして、いわゆるこの要因といたしましては、これまで雪害等の被害を受けることが少なかった地域では保険に加入す

る必要がないというふうに判断される農家の方が多かったのではないかと  
いうふうに考えているところでございます。

○山田俊男君

こうした緊急災害、いつ起こるか分からないからこの農業共済の仕組み  
があるわけでありまして。共済加入の対策を日頃からしっかり整えてお  
くということの重要性は言うまでもないというふうに思います。

ところで、ハウス等の撤去につきまして、共済加入者にもその費用が  
国から今度支払われると、国が全面的に支払うという形での対策を講じ  
られたわけで、大変これも好評であります。ところが、この共済につ  
きましては、約款におきまして撤去の部分について共済加入が、入っ  
ておられる人もおいでになるわけでありまして、どうもこの共済加入  
の撤去の部分について、国の助成とダブるから、この撤去の部分に関  
する共済の約款については一時支払を猶予しているといいますが、ち  
ょっと控えているという情報があるんですが、この扱い、どうなっ  
ていますか。

○政府参考人（奥原正明君）

共済金につきましては、共済事故の発生によりまして生じた利益を差  
し引いた上で算定をするということの基本としております。

したがって、撤去費用の全てについて、ほかの事業、今回の経営  
体育成支援事業等によりまして補填をされる場合には、これに加えて更  
に共済金も支払うというのはこれはなかなか難しいというふうに考  
えておりますが、いずれにいたしましても、農業共済に加入している農  
業者が加入していない農業者に比べて不利益になるようなことになら  
ないように、これは十分配慮してまいりたいと考えております。

○山田俊男君

局長、共済加入者は掛金払っているんですね。約款に基づいて加入  
しているんですね。ということであれば、今回こういうことにしてい  
るから、約款に基づいて支払義務があるにもかかわらず、これは払い  
ません、控えていますというわけにはまいらぬと思うんですよ。今後  
とも、共済の加入推進を全面的に展開していくというときには、これ  
はやっぱり約款に基づいて掛金を払っておられる加入者の皆さんには  
ちゃんと支払いますよというのはこれは原則でありますので、是非こ  
れは全額支払うということを進めてもらいたいというふうに思いますが  
、いかがですか。

○政府参考人（奥原正明君）

共済でございますので、掛金を払っていただいているのは事実でございます。一方で、その掛金の二分の一を国庫補助しているという事実もございまして、そのことも踏まえまして、先ほど申し上げましたように、加入者が加入していない方に比べて不利益になったりすることのないように、これはきちんと詰めていきたいというふうに考えております。

○山田俊男君

加入者に利益になるような仕組みがないと、共済加入なんか勧められないじゃないですか。だから、これはメリットあるんだからちゃんと払うんだよと。ましてや撤去費用を、そうはいったって様々な形があるはずですから、経費が掛かっているという事実もあるはずですよ。どうぞ、それはしっかり検討して、支払われるようにしていただきたい、このことを強くお願いしておきます。

さて、大臣は、攻めの農林水産業実行元年であるということを所信でおっしゃっておられるわけですが、強い農林漁業をつくるために農業、農村全体の所得を今後十年間で倍増させると、こういうふうにおっしゃっているわけですが、この所得倍増の概念といいますか内容といいますか、なかなか説明しづらくて、これは党で私なんかもそれなりに議論しながらつくってきたものだといえどもそのとおりなんです、なかなか説明しづらくて、どうぞ、きちっとした説明の仕方、これをやはりやっていかないと不信を招くと、こんなふうに思っております。

大臣、この部分についての説明の仕方を工夫しなきゃいかぬというふうに思うんですね。大臣の御見解、お聞きします。

○国務大臣（林芳正君）

まさに今、山田委員がおっしゃっていただいたように、農業、農村の所得倍増目標、自民党の方でプランとしておつくりになって、それを我々も受け止めて、しっかりと実現に向けて努力をしていこうと、こういうことになっているわけございまして、農地集積等による生産性の向上ですとか流通の合理化、それから、やはり高付加価値化をすることによって農業そのものからの所得を増大するということ。それに加えて、輸出を倍増する、観光業、医療、福祉産業との連携による六次産業の市場規模の増大ということで、農村所得の増大、こういうことを併せていくということが大事だと思っております、具体策を昨年十二月に農林水産業・地域の活力創造プランの中でかなり書き込ませていただいたわ

けでございまして、それに基づいて、今度は、この二十五年度補正それから現在御審議をさせていただいております二十六年度予算案においても所要の予算を確保したところであります。

ここまではもう委員も御承知のところではありますが、この農村の所得が合わさって倍増するということところがひとつこの説明を工夫しなければいけないところかなど、こういうふうにも思っております。今後、食料・農業・農村基本計画、この見直しに着手をいたしましたので、ここでしっかりと審議会の専門家の皆様にも御議論をいただいて、そして現場における取組がもう少し具体的なイメージが描くことができるように、この農業、農村の所得倍増目標に向けた道筋、それから具体的な経営発展の姿などについてこういうところでも検討を深めていく。そういう材料でもっていろんな方に、いろんな方、相手を見ながら、こういう方にはこういうメニューがあるということが全く全国で統一ということでもないでしょうから、そういうものを用意しながらしっかりと説明ができるように更に検討を深めていきたいと、こういうふうに思っております。

#### ○山田俊男君

どうぞ、きちっと皆さんを説得できるという内容のものにしていくことが大きな課題だというふうに思います。

さて、大臣は、この所信の中でも、現場の宝、現場の声を大事にしていくんだというふうにおっしゃっておられますが、まさにそのとおりだというふうに思います。

ところで、地方にはやはり、農林水産省の政策がもう目まぐるしく変わっているという、これも大きな不安があるんです。政権が替わりましたので、そういう面では、経営所得安定対策、戸別所得補償制度の内容の見直し等、これがなされていますから、余計そういう感じかというふうに思いますが、農林水産省挙げて全国を巡回されるといいますか、その取組は私は大変いいというふうに思います。そしてまた、QアンドA、細かく課題を整理されて盛り込まれておるわけでありますから、これもなかなか好評だというふうに思います。

しかし、ここ大事なのは、例えば日本型直接支払に関わる農地維持、さらには資源向上、これの取組で具体的にその取組主体をどんなふうにつくるのかとか、それからさらに、事務上の問題でなかなか面倒なんだということがあったりして、なかなかこれは取組が難しいという声が聞こえてきます。

ここ大事なのは、市やそれから県の地方自治体がどれだけ積極的にち

やんと推進できるかというふうに懸かってきております。ところが、地方自治体は自治体で、いやいや、四分の一ずつの負担があります。ところが、その負担にはちゃんと特別交付税の措置が講じられているわけですが、十分、完全ではないんですが、ところが、このことについても特別交付税は別のところで使いますよということになったら、ここへなかなか手が伸びなかったりしているところがあるというふうに思います。

大事なのはまさに現場の宝、現場の声ということであれば、この自治体のないしは集落の実態に応じた弾力的な取組を何としてもつくってもらいたい、こんな思いでありますので、指導をしっかりと強めていただきたい、このことをお願いします。

#### ○政府参考人（三浦進君）

お答え申し上げます。

日本型直接支払につきましては、御指摘のとおり、地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組みとすることが重要であると考えております。このような観点から、多面的機能支払の対象活動について、国が定める活動内容に加えまして、都道府県知事が策定する基本方針で、地域の多様な実態を踏まえた取組内容の追加等を行えるようにすることとしております。また、交付金の使途につきましても、地域の自主性を生かした活用が可能とすることとしております。活動計画書に記載して自主性を生かして取り組むということでございます。

また、お話のございました事務手続でございますけれども、交付金の交付手続ですとか書類の簡素化、それから実施状況の確認が必要ですが、そのための提出書類あるいは市町村の確認事務の簡素化といったことも行うこととしております。

これも御指摘のございました地方公共団体の負担についてでございますけれども、今回、普通交付税と特別交付税を組み合わせまして、現行の農地・水保全管理支払と同水準の措置が講じられることとされております。本制度につきましては、こういった措置によりましてできる限り現場で活用しやすい仕組みとしたいと考えておりまして、こうしたことを現場にも周知徹底いたしまして、事業の円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

#### ○山田俊男君

大臣は先ほど、食料・農業・農村基本計画の改定を進めると、そのた

めに十分な議論をして進めますよというふうにおっしゃっていただきました。

大臣、大臣が海外を訪問されてそれらの国々の首脳とお会いになるといふときに、大臣は、日本の食料・農業・農村をこうして守っていくために日本はこういう取組をちゃんとやっていますよというふうにしきつと説明できる内容は、大臣、何ですかね。

#### ○国務大臣（林芳正君）

ちょっと通告をいただかなかったものですから雑感としてお聞きいただければと思いますが、特にヨーロッパの農業大臣などとお話をするときに私が説明用にちょっと使わせていただいているのは、コモン・アグリカルチュラル・ポリシー、CAPというのをずっとやって、デカップリングと呼ばれている政策をやってきております。

我々が今度進めていこうとしている全体の中で、今御質問いただきました日本型直接支払というのは、ある意味でこのデカップリングということに非常に理念が近いのではないかというふうに思っております、主食の米に一万五千円をお支払いしていたところを、これを削って行って、五年後になくなるわけですが、その代わりに、中山間地等支払に加えて今度新しく日本型直接支払が乗っかっていくと。

そういう意味では、作物と関連付けないこういう農地そのものを維持していただくための支払というような位置付けができてくるという意味では、このヨーロッパでずっとやってきたデカップリングに近いことになっているんだと。こういう説明をいたしますと、特にヨーロッパの方、それからほかの地域の方でも農業の政策をよく分かっていらっしゃる方には割と分かりやすい説明になる。こういうことでございまして、特にヨーロッパの皆さんは、よくそういう、何といいますか、大きな方向に入ってきたなど、こういうような評価をいただいております。

私は、その先に、大体おたくの国ではどれぐらいの年数を要してこの転換をやられましたかと言うと、様々ですが、やっぱり一年、二年でできるというような答えはやっぱり現実的にはなくて、五年ですとか十年ぐらい掛けてやっぱりじっくりと取り組むということが、この計画が、結局こういうデカップリングの方向に持っていくということがうまくいく秘訣であると、そういうことを皆さん振り返っておっしゃられておる。こういうことが大変印象的だったというふうに思っております。

○山田俊男君

まさに私もそのことが物すごく大事だと、こんなふうに思っておりますので、大臣がそうおっしゃっておられるというのは大変心強い限りであります。

かつては、日本の農林水産大臣が海外を訪ねたときは、日本は主食である米については食糧管理制度を持っています、それから食糧法、改正しましたが、食糧法できちっとこの需給の安定を図っていますというふうにおっしゃっていたと思うんですね。それは、それはしっかりやっておられるな、こういうことだったかというふうに思います。一体今、国民の主食である米について国がどう関与するのか、どんな仕組みで、かつどんな役割を果たしているのかというのを説明できるかといったら、なかなか今説明できないんですよ。

だから、私は、それこそ、この食糧管理制度、食糧法、大きく転換してきておるわけですし、現状も十分な役割を海外に行き説明できるような実情でもないというふうに思います。とすると、今まさにおっしゃった欧米、ヨーロッパにおきますC A Pの制度、さらに、アメリカへ行きますと、その内容についてはいろいろ議論がありますが、しかし農業法に基づく固定支払、不足支払、それから収入保険の仕組みを持っているわけですから、こういう形のものを我が国の農業政策の基本に置かないといかぬというふうに思います。

どうぞ、食料・農業・農村基本計画の議論の中で、今大臣のおっしゃったことも含めまして、我が国の食料・農業・農村の根幹の仕組みはこれですよというものをつくり上げていく五年、十年の取組のまず初年度に今年当たっているんだという覚悟でこれを進めてもらいたいというふうに思います。改めて大臣の決意をお聞きします。

○国務大臣（林芳正君）

まさに今委員がおっしゃっていただいたような方向で昨年まとめていただきました。与党内でも大変な御議論をいただいたわけございまして、それを受けて、この食料・農業・農村基本計画、これを手続上は諮問したという格好になっておりますが、当然、十二月に決めていただいたプランを基に、今までやってきた政策、それから基本計画に基づいてどうだったかという検証から入っていただいておりますが、その当然前提には、昨年決めさせていただいたものが前提となって新しい基本計画を作っていくと、こういうことになろうかと思っておりますので、そういうことをしっかりと置いて、今まさにおっしゃっていただいたように、ヨ

一ロッパにおけるCAPと、それからアメリカも農政改革ということでそういう方向になっておりますので、我が国も、別に同じにするとかまねをするということではなくて、我々としてしっかり考えた結果、こういう方向になったんだということ、それは非常に向こうにも、同じ言葉でというと、日本語でという意味ではなくて、共通言語としてこういうことで申し上げて、お互いになるほどということになるような方向性だと、こういうふうにも感じておりますので、しっかりとそういう考え方でこの基本計画の改定に取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

#### ○山田俊男君

私は、大臣が衆議院の予算委員会におかれて、収入保険の仕組みについて、早ければ平成二十九年に法改正、法案を出して取り組みたいと、こうおっしゃったことはこれ大変大事だというふうに思っております、今大臣おっしゃった基本的な方向をつくり上げていく中において、この検討の位置付けというのも大変重要だというふうに思いますから、これもしっかり進めてもらいたいと思います。

#### ○国務大臣（林芳正君）

先ほど冒頭で共済の話が少し具体的な話としてございましたが、一般論として申し上げますと、今の共済制度が自然災害による今回のような収穫量の減少を対象としておりますので、価格の低下は対象となっていないということがあります。それから、収穫量の把握ができる品目にどうしても限定されている、加入単位も品目ごとということがあって、農業経営全体というカバーということがなかなか難しいと。こういうことで、全ての農作物を対象とした農業経営全体の収入に着目した収入保険が必要だと、こう考えまして、二十六年度の当初予算には調査費を計上をするところまで来たというところでございます。

この調査結果を踏まえて制度設計を行いまして、二十七年産について、今年、二十七年産については作付け前の加入があるわけですが、この納税申告、すなわち二十六年中に加入をして、二十七年に実際に作物をやっていたら、二十八年にその結果に基づいて納税申告をすると、これがワンサイクルになりますので、このワンサイクルのフィージビリティスタディー、これを実施した上で制度を固める、これが今の考え方でございます。

今から調査をしますので、現段階でこうだと決め付けるわけにはなか

なかいかないわけですが、今申し上げたようなフィージビリティスタディーで調査検討、順調に進めば、二十八年の次の二十九年の通常国会に関連法案が出せると、こういうことになるかということでございます。

○山田俊男君

どうぞ着実に十分な検討を加えて実施してもらいたい、こんなふうに思います。

さて、続いて林業対策についてお聞きしたいんですが、二つの重要な課題があるというふうに思います。一つは木質バイオマスの取組についてであります。今ほどこれをきちっと進めていくチャンスはないというふうに思いますが、この取組の状況はどういうふうになっているのかという、これが一点。

それと二つ目は、今大きな話題になっております、そしてまた所信の中にも入れておられますCLTの普及、我が国の本当の山の問題を解決する、木材の問題を解決していく大きな二つの仕事だと、こんなふうに思っております。

特に、CLTの普及については、七年後のオリンピック並びにパラリンピック関連の施設等にもこれはもう使ってもらえるなら、こういう形で使っていけるぞという取組が私はあっていいんだというふうに思うんですが、何か具体的な動きがあるのかどうか、お聞きします。

○政府参考人（沼田正俊君）

お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました木質バイオマスとそれからCLTの関係ですが、林業の再生、それから地域の活性化、森林整備にも大きく貢献するものというふうに認識しているところでございます。

バイオマスの関係ですが、未利用間伐材を主な原料とする発電施設、現在二か所、福島県とそれから大分県でございますけれども、稼働しております。今月中に更に、岩手県の方でございますが、新たに一か所稼働を開始する見込みでございます。このほか、計画が具体化しているものが全国で四十か所ほどあるというふうに把握しているところでございます。

こういった木質バイオマスの発電施設の整備を推進するために、まず、木質バイオマス関連施設の整備への支援と、これは行っておりますし、また、集荷するために、木質バイオマスの安定的、効率的な収集に必要

な路網整備、それから施業の集約化、こういったものに対しても支援を行っているところでございます。しっかりと取り組まさせていただきますと思っております。

それから、CLTの関係でございますが、大切なことというふうに認識しております。私どもといたしましては、まず、CLTの品質等の基準を定めたJAS規格を昨年十二月に制定いたしました。このJAS規格に適合したCLTの製品が早期に生産、流通されるよういろんな方面に働きかけを行っているところでございますけれども、今月、本年三月の上旬であります。高知県でありますけれども、国土交通大臣の個別認定を受けました我が国で初めてのCLTの建築物が竣工したところでございます。こういったことで、今後とも国土交通省と連携を取りながらしっかりとした対応に努めていきたいと思っております。

御指摘いただきました東京オリンピック・パラリンピックの関係でございます。この関連施設にCLTを活用することができれば、CLTの普及の強力な後押しになるというふうに考えております。大会関連施設の整備を行う東京都、それから文部科学省等の関係者、関係団体、今私どもの方といたしましても強く働きかけをさせていただいているところでございますので、今後とも実現に向けて努力させていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○山田俊男君

どうぞ、これら二つの取組、財源の確保、税制対策も含めまして、しっかりやっつけようじゃないですか。どうぞ頑張りましょう。

続きまして、水産対策について申し上げておきたいと思っております。

水産関係者にとっては愁眉の課題だった燃料の高騰対策について大変好評でありまして、しっかりやっつけられたというふうに言われております。

ところで、農業もそうだし漁業もそうなんです。とりわけ漁業は、漁船や水産加工において外国人研修生、技能実習生の確保が必要なんだという声が大きくあります。それは農業も同じなんですよね。規模拡大すれば規模拡大するほど、逆に言いますと、これは酪農なんか典型的なんです。規模拡大するとどうしても人手が必要になる、人手が必要になる分だけ、過疎化したかつ高齢化した地域には若い担い手なり雇用できる人がいないんだという声が大きくなっているから、今急速にこの技能実習、研修生が増えていると、またこの希望が強まっているということがあります。これは、競争力のある強い農業をつくるんだと、農林水産

業をつくるんだといったら、それじゃそれは外国人研修生だと、実習生だという話で大丈夫なのかという心配があるわけですね。

規模の在り方も、適正な規模の在り方というのものもあるはずでありますし、規模拡大だけではないんだという取組もあるはずであります。それから、国の在り方と絡む問題としても、これはやはり大変重要な課題だというふうに思いますので、どう対処されるのか、どんな検討をされているのか、お聞きしたいと思います。

#### ○政府参考人（本川一善君）

御指摘のとおり、水産加工業などの多くは漁村地域に立地をしております。都市部への人口の流出や高齢化によりまして慢性的な人手不足にあるという状況でございます。

北海道庁が平成二十四年度に行った調査によりますと、北海道内の水産加工業の方々が求人を探しても、その充足率は二八％ということで、十人あるとすれば二・八人しか雇用できないといったような実情でありまして、御指摘のように、実質的に外国人実習生に依存しているという状況にあります。

このようなことから、水産加工業団体は外国人技能実習制度について受入れ人数の拡大、それから在留期間の延長、こういったことを要望しておるわけでございます。

現在、法務省の方で懇談会を設けてこの制度の在り方について検討をしております。与党の方でも議論をしておられるというふうに聞いておりますので、私どもとして業界の要望をきちんと聞きながら適切に対応してまいりたいと考えております。

#### ○山田俊男君

どうぞ大臣所信の実現、しっかり実現に向けまして、共に頑張りましょう。

以上で終わります。